

国立市私道再整備補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、一般の通行のため公の利用に供している市内の私道（道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路をいう。以下同じ。）の再整備を行った者に対して、その公共性に鑑み、国立市私道再整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

**第2条** 補助金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の要件のいずれにも該当する市内の私道について、当該私道の全体を舗装する工事とする。

- (1) 一般の通行のため公の利用に供しており、かつ、公共性及び利用度が高い道路であること。
- (2) 私道の両端が公道に接続していること。
- (3) 私道整備に関する条例（昭和49年12月国立市条例第40号）の規定に基づく整備工事を行ったことがある私道であること。
- (4) 前号の整備工事を行った年度（この要綱による補助金の交付を受けたことがある私道にあっては、その交付を最後に受けた年度）の翌年度から起算して15年を経過していること。

2 補助金の交付の対象となる者は、対象工事を実施する私道（以下「対象私道」という。）の所有者（対象私道の所有者の全員が、対象工事の実施について承諾している場合に限る。）とする。

(補助金の額)

**第3条** 補助金の額は、対象工事に係る施工業者による見積額又は市の設計金額のいずれか低い方の額に100分の90を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 補助金は、毎年度予算の範囲内で交付する。

(事前協議)

**第4条** 補助金の交付の申請を行おうとする者は、事前に対象工事の実施について市長と協議を行うものとする。

(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、対象工事に着手する前に、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 対象私道の所有者の全員の名簿
- (2) 対象私道の位置並びに対象私道及びその沿線の土地の所有者を示した地図
- (3) 対象工事の見積書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類  
(交付決定)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、別に定める通知書により当該申請を行った者に通知する。

(対象工事の完了に係る書類の提出)

**第7条** 前条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、対象工事の完了後、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事の完了を証明する写真及び図面
- (2) 対象工事に要した費用を証明する領収書、請求書等の写し  
(補助金の額の確定)

**第8条** 市長は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、速やかに対象私道の検査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、別に定める通知書により当該交付決定者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

**第9条** 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに、当該請求をした者に補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

**第10条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 対象工事を実施しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、別に定める通知書により、その旨を交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

**第11条** 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して期限を定め、その返還を命ずることができる。

(補助金の交付を受けた者の協力)

**第12条** 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の対象となった私道を一般の通行のため公の利用に供し、安全な通行の確保に協力しなければならない。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。